

許可番号 03855111125

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 香川県仲多度郡多度津町桜川二丁目1番94号
氏名 多度津運送株式会社
代表取締役 佐藤 武治

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項の許可を受けた者
~~第14条の5第1項~~
であることを証する。

愛媛県西条保健所長 武方 誠二



許可の年月日 令和 6年10月 7日
許可の有効年月日 令和11年10月 6日

1. 事業の範囲

(事業の区分) 収集・運搬 (積替え又は保管行為を含まず。)

(特別管理産業廃棄物の種類)

廃油 (揮発油類、灯油類及び軽油類並びにトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1, 4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。)

廃酸 (水素イオン濃度指数2.0以下のもの及び水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機磷化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1, 4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)

廃アルカリ (水素イオン濃度指数12.5以上のもの及び水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機磷化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1, 4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)

廃ポリ塩化ビフェニル等 (低濃度PCB廃棄物に限る。)

ポリ塩化ビフェニル汚染物 (低濃度PCB廃棄物に限る。)

ポリ塩化ビフェニル処理物 (低濃度PCB廃棄物に限る。)

以上6種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当事項なし

(裏面へ続く)

(裏 面)

3. 許可の条件
該当事項なし

4. 許可の更新又は変更の状況

○当 初 許 可	平成21年10月 7日
○代 表 者 変 更 (旧:岩本 博光)	平成24年 6月14日
○更 新 許 可	平成26年10月 7日
○代 表 者 変 更 (旧:篠原 寛二)	平成29年 6月26日
○代 表 者 変 更 (旧:戸田 治郎)	令和 元年 6月24日
○更 新 許 可	令和 元年10月 7日
○本店所在地変更 (旧:香川県仲多度郡多度津町桜川二丁目1番97号)	令和 6年 4月 1日
○変 更 許 可	令和 6年 6月10日

(廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類並びにトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1, 4-ジオキサンを含むことのみにより有害なもの)、廃酸(水素イオン濃度指数2.0以下のもの及び水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1, 4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なもの)、廃アルカリ(水素イオン濃度指数12.5以上のもの及び水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1, 4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なもの)以上3種類の追加)

○更 新 許 可	令和 6年10月 7日
○代 表 者 変 更 (旧:岩岡 一司)	令和 7年 6月25日
○変 更 届 出	令和 8年 9月 4日

(廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物、ポリ塩化ビフェニル処理物について高濃度PCB廃棄物の取り扱いを廃止)

5. 松山市の区域内の積替え許可の有無 有 ・

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有 ・